

令和4年4月

日本関税協会長崎支部 御中

長 崎 税 関

「取締強化期間」への協力依頼について

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

税関におきましては、不正薬物に対する水際取締りや不正利得を得ようとする金地金密輸入への対応、更にはテロ行為に関する不審物の発見等について関係取締機関と連携のうえ、厳格な水際取締りを実施しているところであります。

令和3年、全国の税関における摘発実績は、不正薬物の摘発件数が833件、約1,138キログラムの押収となっており、旅行者の往来が大幅に減少している中、押収量は6年連続で1トンを超え、依然として深刻な状況となっております。

このような状況を踏まえ、本年5月11日（水）から5月24日（火）までの間を「取締強化期間」として、不正薬物、金地金及びテロ関連物資の密輸に対する水際取締りを強化することとしておりますので、皆様におかれましては、この度の取締り及び検査強化の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

また、不審な貨物や不審な行動をする人物等の情報を入手した場合は、速やかに最寄りの税関にご連絡頂きますよう、重ねてご協力方お願いいたします。

長崎税関 監視部 統括監視官 (095)-828-8643



長崎税関